施策14　　障害者福祉の推進

作成日： 平成22年6月30日	主管課名： 生活福祉部保健福祉課	

№	施策名称	主管課	施策の対象	施策の対象指標	施策の意図	施策の成果指標	実績値（H18）	実績値（H19）	実績値（H20）	実績値（H21）	単位	目標値（H21）	目標値（H22）	取得方法	指標取得主管課・係	算定式・取得先等
14	障害者福祉の推進	保健福祉課	①障害者	①身体障害者手帳所持者 ②療育手帳所持者（知的） ③精神障害者福祉手帳所持者	①安心した生活を送ってもらう	①安心して生活が送れる環境が整っていると感じる障害者の割合	(24.2) ※H16年度当時（支援費制度）の数値。	32.7	33.3	33.3	%	成 31.0 目 36.0	成 32.0 目 38.0	障害者及びその介護者を対象としたアンケート	保健福祉課	・H21障害者アンケート （問5）大船渡市は障害を持つ方が安心して生活を送れる環境が整っていると感じますか？ →そう思う14.8　% →どちらかといえばそう思う18.5%
						②自立支援法の制度を知っている障害者世帯の割合 ※１８年４月から自立支援法の制度に変更	(57.5) ※H16年度当時（支援費制度）の数値。	37.3	40.5	53.7	%	成 67.0 目 76.0	成 68.0 目 78.0	障害者及びその介護者を対象としたアンケート	保健福祉課	・H21障害者アンケート （問4）身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方にお伺いします。あなたは障害者自立支援法をご存知ですか？ →知っている　53.7% →知らない　38.9%
						③自立支援法の制度を利用している障害者数 ※１８年４月から自立支援法の制度に変更	324	287	269	284	人	成 309 目 320	成 312 目 325	業務取得	保健福祉課	平成21年4月１日現在の支給決定者数及び21年度中に新たに支給決定された者の合計(保健福祉課調査)

№	施策名称	施策の意図	施策の総評価（１８年度から２１年度までの達成状況）
14	障害者福祉の推進	①安心した生活を送ってもらう	○（指標の推移） ①「安心して生活が送れる環境が整っていると感じる障害者の割合」 ②「自立支援法の制度を知っている障害者世帯の割合」 ③自立支援法の制度を利用している障害者数はいずれも横ばい傾向である。 ○平成１８年10月から本格実施された、障害者自立支援法は施行後3年以上が経過し、障害者福祉を根底からささえている。障害者福祉サービスには、原則受給者の1割負担となっているが、近年、この負担撤廃するための議論がなされている。 ○市内における障害者団体の活動は、大船渡市身体障害者協会を母体とし、それぞれの障害による活動組織の立ち上げが進んでおり、最近では、ペースメーカーを装着した市民による、広域の「心臓友の会」が結成された。また、聴覚障害者を対象とした、要約筆記や手話通訳者の派遣も行われており、障害者の社会活動は広がりを見せている。 （結論） ⇒障害を持った市民が安心して生活ができるまちづくりは、市民意識の変革と共に、着実に進んでいる。 ・障害者の社会参加及び就労機会の拡大と工賃収入の確保を目的として、平成19年4月から市役所庁舎でも「チャレンジドショップ」が月２回ペースで実施されている。 障害者に対する市民の意識は確実に変わってきており、障害者の積極的な社会参加は、それまで障害者への関心を持たなかった市民への意識啓発につながっている。

施策の２１年度目標達成度とその要因

①安心して生活が送れる環境が整っていると感じる障害者の割合は33.3%である。

②自立支援法の制度を知っている障害者世帯の割合は53.7%であるが、同法の本格実施に当たり、身体障害者協会等への説明や、施設入所者を対象とした説明会及びパンフレットによる周知活動を行った。

③自立支援法の制度を利用している障害者数は284人で21年度目標値に達しなかったが、利用者数は、非課税者の利用負担がなくなったため、前年に比べ増加した。

施策の振り返り（施策の２１年度方針の達成状況）

平成21年度予算編成方針では、従来の予算の水準を維持しながら成果の維持を目指す施策として位置づけられているが、自立支援給付費に占める給付量と支払い単価の上昇等により施策総コストは増加した。

・ノーマライゼーション理念のもとに各種施設の整備（改修）が進められている。今後も市民意識の啓発を図りながら障害者の立場に立った施設整備を進める必要がある。

・平成19年度には、第２次大船渡市障害者福祉計画を策定し、今後10年間に渡る障害者施策の方向付けを行った。

№	基本事業名称	主管課	基本事業の対象	基本事業の対象指標	基本事業の意図	基本事業の成果指標	実績値（H18）	実績値（H19）	実績値（H20）	実績値（H21）	単位	取得方法	指標取得主管課・係	算定式・取得先等
1	自立支援の充実	保健福祉課	①障害者 ②障害者の家族 ③サービス提供事業者 ④関係機関	①身体障害者手帳所持者 ②療育手帳所持者（知的） ③精神障害者福祉手帳所持者	①日常生活を暮らしやすくしてもらう	①自立支援法の制度を利用している障害者の割合 ※１８年４月から自立支援法の制度に変更	(39.2) 15.8	37.3 12.8	40.5 12.0	53.7 12.5	%	障害者及びその介護者を対象としたアンケート	保健福祉課	・H21障害者アンケート （問4）身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方にお伺いします。あなたは障害者自立支援法をご存知ですか？ →知っている　53.7%
						②自宅で暮らしている障害者の割合	96.0	96.2	95.9	96.3	%	業務取得	保健福祉課	・手帳所持者数－（入所者+入院）／手帳所持者数 ※例年6月頃までには把握
						③地域生活支援センターへの相談件数	1,135	1,452	1,541	1,572	件	業務取得	保健福祉課	・地域生活支援センターの支援員による相談件数を把握
						④身体障害者及び知的障害者相談員相談件数	247	360	341	206	件	業務取得	保健福祉課	・身体障害者相談員・知的障害者相談員による相談件数を把握
2	社会参加の促進	保健福祉課	①障害者 ②障害者の家族 ③サービス提供事業者 ④関係機関	①身体障害者手帳所持者 ②療育手帳所持者（知的） ③精神障害者福祉手帳所持者	①自立し社会参加できるようになってもらう	①法定雇用率を達成している事業所数 （上段：法定雇用率を達成している事業所数　下段：障害者の雇用が義務づけられている事業所数）	15 管内　*** 市分　27	14 管内　*** 市分　26	17 管内38	21 管内36	事業所	業務取得	保健福祉課	・大船渡公共職業安定所資料から取得（管内従業員数56人以上） ※陸前高田区域分が統合され、平成20年度実績分から、管内全域分の数値となった。
						②就労している障害者数 （上段：就労している障害者数　下段：職業安定所に求職登録している障害者数）	管内　243 市内　142 管内　451 市分　219	管内　246 市内　154 管内　438 市分　247	管内　250 管内406	管内249 管内358	人	業務取得	保健福祉課	・大船渡公共職業安定所資料から取得 ※陸前高田区域分が統合され、平成20年度実績分から、管内全域分の数値となった。
						③スポーツ大会・交流会等の参加者数 （上段：気仙地区障害者作品展への出展者数 中段：障害者スポーツ大会参加者数 下段：太陽(おひさま)の子等(ら)の集い参加者数）	58 22 97	82 42 63	62 33 61	73 24 75	人 人 人	業務取得 業務取得 業務取得	保健福祉課 保健福祉課 保健福祉課	・気仙地区障害者作品展への出展者数 ・岩手県障害者スポーツ大会への参加者数 ・太陽(おひさま)の子等(ら)の集い（知的）への参加者数（当事者）

基本事業の成果水準とその背景

①自立支援法の制度を利用している障害者の割合は、12.5%と、前年に比べ若干増加した。

②自宅で暮らしている障害者の割合は96.3%と、障害者手帳所持者の増加に伴い自宅で暮らす障害者の割合が伸びている。また、自立支援法の施行により、ヘルパーや、短期入所等の在宅福祉サービスの利用者が増加している。

③地域生活支援センターへの相談件数は1,572件と伸びており、相談事業の周知とともにその利用が増加した。身体・知的・精神の３障害の相談窓口が「地域生活支援センター」に一本化され、専門的な相談体制が確立された。

④身体障害者相談員、知的障害者相談員は、主に在宅の障害者の相談に応じており、21年度の相談件数は206件と前年を下回っている。

①法定雇用率を達成している事業所数は21事業所と増加した。

②就労している障害者数は社会参加の意識の高まりから、年々増加しており、障害者の自立と就業意欲が高まっている。授産施設やデイ・サービスの定員増、各種社会参加促進事業の展開により、障害者の社会参加の機会は増加している。

③障害者スポーツ大会・交流会等においては、社会参加活動を進めているが、参加者が横ばい傾向にある。

基本事業の成果実績に対してのこれまでの主な取り組み（事務事業）の実績

主な事務事業は以下のとおり
・自立支援給付事業
⇒自立支援法の施行後、本事業への集約化が進んでおり、介護給付費、訓練等給付費、旧法支援費等を給付した。
・特別障害者手当等給付事業
⇒精神または身体に常時介護を要する障害のある者（児）で受給を希望する者（児）に手当を支給した。
・軽度難聴者支援事業
⇒聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けることができない程度の軽度難聴者に補聴器を給付した。
・障害者相談支援事業
⇒身体・知的・精神の三障害にかかる相談事業として(社)大洋会に、気仙2市1町で委託した。
・身体障害者（児）補装具給付事業
⇒日常生活を営むことに必要な補装具等を給付し、身体の安全を図った。

主な事務事業は以下のとおり
・身体障害者福祉タクシー・福祉移送支援事業
⇒障害者の社会参加を促進するため、タクシー券を交付するとともに、介護が必要な障害者の移送事業を行った。
・障害者団体運営費補助事業
⇒身体障害者協会等の当事者団体の運営を支援するため、補助金を交付した。
・地域生活支援事業
⇒相談支援、コミュニケーション支援、日常生活用具給付、移動支援、地域活動支援センター事業のほか、訪問入浴、福祉機器リサイクル、障害者作品展、点字声の広報等を行った。
・平成21年度には、「手をつなぐ育成会岩手大会」が大船渡市で開催され、障害者の社会参加と意識啓発が図られた。
⇒児童デイサービス事業
・就学前の児童で、発達に支援を要する子供に対し、専任指導員3名による教室を開催した。